

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月6日（金）午前8時55分から午前9時31分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第33号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第34号 山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和6年9月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

ないようですので次に進みます。次に日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は8番農業委員、2番会長職務代理者をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第33号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第33号について説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第33号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求め。令和6年9月6日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇区の方、譲受人は山江村在住の〇〇府の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が305㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。3ページが申請書の写し。4ページから5ページに位置図及び現況

写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、6ページの調査書のとおりとなっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、現地調査につきましては、譲渡人、譲受人それと担当農業委員と担当推進委員と共に9月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。おはようございます。補足説明をいたします。当日、午前9時10分頃より譲渡人の方と譲受人の方、私と担当推進委員と事務局長ということで出席をいたしました。(場所について説明)。従来から隣の農地を耕作されておったんですけれども、ちょうど三角の部分を売ろうかということで、一緒に管理をしないかということで売られるということでございました。現状はもう稲作をされておまして、今後もそのとおり続けて行くというようなことで話を伺っておりますので特に問題はないかというふうに思いますけれども慎重審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

〇〇推進委員

すみません。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

〇〇府の方って、どういうことですか。

議長

担当農業委員、お願いいたします。

担当農業委員

はい。従来は山江の〇区の方に住んでおられたんですけれども、その後、就職といったことで〇〇府の方に移り住まれたというようなことで

ございますけれども、現在は親の面倒を見る為にこちらに帰ってきて、ゆくゆくは、こちらの方に帰ってきて落ち着くというようなことでもございました。そういった事から現状の住所は〇〇府なんですけど、ここに長く在住ということで伺っております。よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

〇〇推進委員よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

他に、農業委員の方、推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第33号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第33号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第34号「山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第34号についてご説明をいたします。総会資料の7ページをお開きください。議第34号「山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画（第7次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年9月6日提出、山江村農業委員会会長。8ページから9ページが意見書の写し、それから10ページが総括表となっております。11ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）

を利用しており、左から賃借権の区分、それから貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年1ヶ月から10年3ヶ月、公社と借り手は5年3ヶ月から10年3ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は4件で、総面積が14,572㎡でございます。12ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、11ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。今回は14,572㎡が集積となります。それでは、賃借権の新規設定1件5筆分について説明をいたします。総会資料の13ページをお開きください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。14ページをお開きください。(申請内容について説明)。16ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は5年3ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。17ページから19ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに9月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。9月2日午前9時頃より、出し手の方、借り手の方、双方出席の上、私、担当推進委員と事務局長の方で立会いを行いました。(場所について説明)。実際は借り手の方が今年度分の作付けを行われておりました、そのまま継続して作付けをされるというようなことございました。特に問題はないというふうに思っておりますけれども、慎重審議の方をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件5筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件5筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の20ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して山江村農事組合法人の方でございます。21ページをご覧ください。(申請内容について説明)。28ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年3ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。22ページから23ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに9月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。9月2日午前10時よりですね現地にて立会いをしてきました。貸し手の方、借り手の方、私と担当推進委員と事務局長の5人で立ち会ってきています。(場所について説明)。今年はまだ借り手の方がWCSの方を植えられていました。昨年まで作付けはされてたんですけど、体を壊したのと、息子さんも仕事に出るので管理も難しいということで公社を通してお願いしたということでした。今後、大丈夫とは思いますが皆さまの審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 担当推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の24ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して山江村農事組合法人の方でございます。25ページをご覧ください。(申請内容について説明)。28ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年3ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。26ページから27ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに9月2日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。9月2日午前10時10分より現地の方で、貸し手の方、借り手の方、私と担当推進委員と事務局長の5名で立会いをしてきました。(場所について説明)。こちらは水稻の方は作付けしてありまして、昨年までは相対で契約されてたのですが、今年から公社を通して新規で契約をするということで上がってきています。今後も管理の方はされていかれると思いますので大丈夫とは思いますが、皆様の審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件4筆分について説明をいたします。総会資料の29ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して山江村農事組合法人の方でございます。30ページをお開きください。(申請内容について説明)。期間は貸し手と公社は10年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。31ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。32ページから34ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに9月2日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。9月2日午前9時50分より貸し手の方、借り手の方、私と担当推進委員、事務局長の5人で現地立会いをしてきました。(場所について説明)。こちらも今年は綺麗に水稻が植えられておりました。昨年までは相対でされてたところバンクを通じて新規で契約をしたいということでの案件であります。今後も大丈夫と思えますので皆様の審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にございません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定 1 件 4 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 4 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 7「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○2024 年度版農家相談手引き冊子について
○農業委員先進地研修会について

議長 はい。日程 7 その他について皆様方からございませんか。何かあったら総会終了後でも結構ですので事務局の方にお尋ねをお願いいたします。それでは、次に日程 8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 はい。それでは、日程 9「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 9 月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 6 年 9 月 6 日(金)午前 9 時 31 分終了

議長 _____

委員 _____

委員 _____